

2026 年労働条件闘争に関する妥結協定書

1. 賃金引上げについて

(1) 正規職員

1年を下らない期間を良好な成績で勤務した場合において1号俸昇給させる。

(2) パートタイム組合員

1年を下らない期間を良好な成績で勤務した場合において15円昇給させる。

2. 手当の改定について

(1) 夜勤手当を改正し成果連動型加算を新設する。

成果連動型加算は、4ヶ月間の実績（要介護度・満床率・加算算定等）に基づき算出する。

初回はR8.4～R8.7の4ヶ月間の実績をR8.8に確認し、8月給与分（7月夜勤実施分）から適用する。

湊荘、引田荘、リリックケアセンター、サン未来、サンライズ屋島については激変緩和措置により、R9.3月支給分まで、下記改正後手当額を支給する。

要介護 4.0 以上：+2,000 円

要介護 3.5 以上：+1,500 円

要介護 3.0 以上：+1,000 円

	現行手当額	改正後手当額	加算額	改正後合計
湊荘ユニット	6,500	5,500	2,000	7,500
湊荘短期	6,500	5,500	2,000	7,500
引田荘本館	7,000	6,000	2,000	8,000
引田荘ユニット	7,000	6,000	2,000	8,000
サン未来	7,500	6,000	2,000	8,000
リリックケアセンター	7,000	6,000	2,000	8,000
リリックケアセンター看護	8,000	7,000	2,000	9,000
サンパール白鳥	5,000	6,000	0	6,000
ライムライト短期	6,000	6,000	0	6,000
ライムライト特定	5,000	6,000	0	6,000
サンリッチ屋島	5,000	6,000	0	6,000
真珠の湯GH	4,500	5,000	0	5,000
すずかけの径短期・特定	6,000	6,000	0	6,000
すずかけの径別館	5,000	6,000	0	6,000
花らんまん	5,000	6,000	0	6,000
あじさいGH	4,500	5,000	0	5,000
サンライズ屋島	7,000	6,000	2,000	8,000
サンライズ屋島看護	8,000	7,000	2,000	9,000

(2) 経験技能手当を廃止し、その原資を資格手当に振り分け、資格手当を増額・新設し全雇用形態へ適用する。

介護福祉士	正規職員	16,000	
介護福祉士	非正規職員	60	時間×単価
准看護師	正規職員	20,000	
准看護師	非正規職員	70	時間×単価
看護師	正規職員	25,000	
看護師	非正規職員	80	時間×単価
社会福祉主事	正規職員	20,000	
社会福祉主事	非正規職員	20	時間×単価
社会福祉士	正規職員	22,000	
社会福祉士	非正規職員	20	時間×単価
事務職手当	正規職員	10,000	
管理栄養士	正規職員	25,000	
管理栄養士	非正規職員	60	時間×単価
柔道整復師	正規職員	16,000	
柔道整復師	非正規職員	20	時間×単価
P T	正規職員	16,000	
P T	非正規職員	20	時間×単価
O T	正規職員	16,000	
O T	非正規職員	20	時間×単価
S T	正規職員	16,000	
S T	非正規職員	20	時間×単価
調理師免許	正規職員	10,000	
調理師免許	非正規職員	10	時間×単価
栄養士免許	正規職員	11,000	
栄養士免許	非正規職員	30	時間×単価
実務者研修	正規職員	5,000	
実務者研修	非正規職員	10	時間×単価
ケアマネ(居宅主任)	正規職員	45,000	
ケアマネ(居宅)	正規職員	35,000	
ケアマネ(居宅)	非正規職員	60	時間×単価
管理栄養士(実務無)	正規職員	15,000	

(3) 役職手当を増額し評価連動とする。

- ①2026年度についてはB評価からスタートとし、2027年度より評価に応じて決定する。
- ②2年連続E評価を受けた場合は降格とする。
- ③昇格した場合はB評価からスタートする。
- ④降格した場合はD評価からスタートする。
- ⑤リーダー手当は3,000円から9,000円の範囲で施設長が決定する。

	A (90点以上)	B (70点以上90点未満)	C (50点以上70点未満)	D (30点以上50点未満)	E (30点未満)
主任	30,000	25,000	20,000	13,000	5,000
副主任	20,000	15,000	12,000	5,000	2,500

(4) 手当の組み換え（廃止・増額）や定期昇給などをすべて合算し、最低アップ保障額に届かない場合、その差額を調整手当として支給する。

	最低アップ保障額
正規職員	+1,500円以上
主任	+1,700円以上
施設長補佐	+1,900円以上
副施設長	+2,200円以上

(5) 手当の組み換え（廃止・増額）や定期昇給などにより給与改善が低位となる場合、その差額を一時金として支給する。手当組み換えの影響がない時給職員は対象外とする。

- ①既改善額と時給50円相当、月給8,000円相当を比較し差額を支給する。
- ②支給時期は6月から8月給与または賞与のいずれか、ならびに2026年度末とする。

3. 本協定の確認事項

本協定は、労使双方が団体交渉において十分に協議を行った結果、合意に至ったものであり、本協定に定める内容が労働条件の不利益変更にあたらないことを相互に確認する。

附則

1. 本協定に基づく賃金改善については、2026年3月給与分より適用するものとする。
2. ただし、手当の改定については関係諸規程の改正後、2026年4月給与分より適用する。
3. 前項により2026年3月給与分において本来支給されるべき差額が生じる場合は、その相当額をその他の給与として支給する。

以上

2026年 月 日

社会福祉法人 瑞祥会
社会福祉法人 ルボア
理事長 檜村 恵子

UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン
委員長 船川 健吾